



上水道 ▶ 水道課 292-3002(直)

●水道の開始・中止・使用者等変更について

水道を使用開始または使用中止する場合や使用者・所有者を変更する場合は、事前に水道課へ届け出をお願いします。

■水道の使用を開始（開栓）するとき

給水契約申込書を提出してください。

申込書の用紙は、役場町民課と水道課（越生町浄水場）にご用意しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

■水道の使用を中止（閉栓）するとき

水道使用中止願を提出してください。

中止願の用紙は、役場町民課と水道課にご用意しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

■使用者や所有者を変更するとき

水道使用者・所有者変更届を提出してください。

変更届の用紙は、役場町民課と水道課にご用意しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

●水道料金のお支払い方法

■口座振替

お申し込みの預貯金口座から自動的に引き落とされます。振替申込書に必要事項を記入のうえ、通帳とお届け印を持参いただき、下記の取扱金融機関で手続きしてください。

■窓口払い

水道課からお送りする納入通知書で、水道課または役場会計課もしくは下記の取扱金融機関にてお支払いください。

(取扱金融機関)

- 埼玉りそな銀行本支店
- りそな銀行本支店
- 飯能信用金庫本支店
- 埼玉縣信用金庫本支店
- いるま野農業協同組合本支店
- ゆうちょ銀行（郵便局）

●漏水の確認について

止水栓から宅地側は、使用者の維持管理区分となっています。ご家庭内の蛇口を全て閉めても、水道メーター（銀色のパイロット）が回っていると漏水の疑いがあります。定期的な水道メーターの確認をお願いします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

●水道工事について

ご家庭の水道の修理や増設などをするときは、町の指定給水装置工事業業者（指定工事業業者）に依頼してください。なお、工事費用はお客さま負担となります。指定工事業業者の一覧は、町ホームページをご覧ください。

ごみ処理 ▶ まちづくり整備課

●ごみ、資源を出す時間など

決められた分別方法、袋の種類、曜日を守り収集日当日の朝8時30分までに決められたごみ集積所に出してください。

収集時間は、当日の交通事情や道路工事等の影響により異なります。

※黒い袋、ダンボール箱など中身の見えないもので出されたものは収集できません。

また、会社、商店、飲食店などから出るごみ（事業系廃棄物）は、ごみ集積所には出せません。

●注意事項

- スプレー缶、カセットガス缶は、最後まで使い切り、屋外（風通しのよい、火の気のない所）で穴をあけて、びん・かん類として出してください。
- 紙・布類は雨の日には出さないでください。
- 特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、パソコンは収集できません。詳しくは、戸別配布している『ごみと資源の分け方・出し方』をご覧ください。

●ごみ集積所に出せない粗大ごみ

ごみ集積所に出せない粗大ごみは、直接施設に持ち込むか、粗大ごみの戸別収集または直接業者に依頼してください。

※手数料がかかります。

埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター	
持ち込めるもの	燃やせるごみ
所在地	鶴ヶ島市大字高倉593-4
持ち込み時間	月曜日～金曜日（祝日を含む） 午前8時30分～午前11時45分 午後1時00分～午後4時30分
問い合わせ先	TEL：049-271-1500

埼玉西部環境保全組合 川角リサイクルプラザ	
持ち込めるもの	燃やせないごみ・資源物（紙・布類を除く）
所在地	毛呂山町大字川角1959-1
持ち込み時間	高倉クリーンセンターと同様
問い合わせ先	TEL：049-294-4115

粗大ごみ受付専用電話	
TEL：049-272-3344	
受付時間	午前8時30分～正午 午後1時～午後4時

生活排水処理 ▶ まちづくり整備課

越生町の生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業および合併処理浄化槽設置事業により行っています。

公共下水道事業および農業集落排水事業の区域内にお住まいの方は、早めに接続するようお願いします。

また、公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外で、現在、単独処理浄化槽やくみ取り便槽をご使用の方は、合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

●浄化槽の適正な維持管理について

浄化槽を設置されている方は、その機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、保守点検と清掃を行い、法定検査を受けましょう。

使い方を誤ったり、適正な維持管理を行わないと、汚水が浄化されないまま放流され、悪臭の発生や河川の水質悪化など、生活環境を悪化させる原因となります。

●トイレのくみ取りと浄化槽清掃の許可業者

事業所名	所在地	電話番号
(有) 新東	毛呂山町	049-294-6349
(有) 安川商事	毛呂山町	049-294-4411
毛呂山清掃(株)	毛呂山町	049-294-0459
(有) 清水設備工業所	鳩山町	049-296-1610

犬の登録 ▶ まちづくり整備課

犬の登録は生後1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが法律で義務づけられています。

登録されていない犬を飼い始めた場合や生後91日を迎えた子犬は登録を行ってください。

なお、町から交付される「鑑札」は、犬の首輪に付けてください。万一、飼い犬が逃げ出してしまった場合など、「鑑札」により飼い主を特定することができます。

●手数料（1頭当たり）

犬の登録手数料：3,000円

狂犬病予防注射済票の交付手数料：550円

●犬の届出

次のような場合はまちづくり整備課へ届け出をしてください。

- 登録されていた犬が死亡した場合
- 登録されていた犬を他人に譲渡等した場合
- 飼い主の住所、氏名または犬の所在地が変わった場合

各種補助制度 ▶ まちづくり整備課・産業観光課

●集団資源回収事業報償金制度

家庭から出る紙類、生きびん、金属類など再利用再資源化できるものを回収する団体に対して報償金を交付します。

●家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度

家庭から排出される生ごみの減量および資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器を購入する方に対して補助金を交付します。

●合併処理浄化槽設置費補助制度

専用住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する方に対して補助金を交付します。

●合併処理浄化槽維持管理費補助制度

専用住宅の合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方に対して補助金を交付します。

●住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して補助金を交付します。

●越生町イノシシ・ニホンジカ被害防止施設設置費補助制度

イノシシ・ニホンジカによる農作物の被害を防ぐため、防止施設の設置費の一部を補助します。

●越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助制度

果樹の生産振興を図るため、果樹栽培を目的とした苗木購入費の一部を補助します。

●越生町間伐・下刈・枝打事業補助制度

林業の振興を図るため、造林事業を実施する方に、経費の一部を補助します。

※詳しくは、まちづくり整備課または産業観光課までお問い合わせください。